

第1条 企画旅行契約

1) 募集型企画旅行契約

この旅行契約は株式会社ユーツアー・サービス(以下「当社」といいます)が、お客様を募集する為にあらかじめ、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることの出来る運送又は宿泊のサービス内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

2) 受注型企画旅行契約

この旅行契約は、当社が、お客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス並びに当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。

3) 企画旅行契約に別途の手配旅行契約が追加される場合

当社は募集型または受注型の企画旅行契約と同時に履行される、別途の手配旅行契約を締結する場合があります。その場合は、追加の手配旅行契約部分については、当ご旅行条件書の規定が適用されず、旅行業務手配旅行契約の部に従い取り扱います。企画旅行中の無手配日(第17条(3))に履行される手配旅行については、特別補償の対象外となります。

4) 旅行契約の内容は、当社がお渡しするパンフレット、企画書面、本旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社の旅行業務約款(募集型企画旅行契約の部または受注型企画旅行契約の部)によりいたします。

第2条 旅行の申し込みと旅行契約の成立時期

1) 当社所定のご旅行申込み申込書に所定事項をご記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領した時に成立するとします。

2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、eメールその他の通信手段による企画旅行契約の予約申し込みをお受けすることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前項、前々項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出もしくは会員登録等の通知をいただきます。この期間内に申込みの支払いがなされない場合もしくは会員登録等の通知がなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

3) 企画旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申し込みの場合は、本条(3)により申込金を当社が受理した時に成立いたします。

4) 申込金

旅行代金区分	申込金(お1人様あたり)
旅行代金が50万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
旅行代金が30万円以上50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

※利用宿泊施設等により、申込金と同時にデポジット(予約保証金)のお支払いが必要な場合があります

- お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がウェイトリングの状態でお待ち頂ける期限を確認したうえで、お客様をウェイトリングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社は本条(6)の申込金と同額の予約引金を申し受けます。ただし、「当社から予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトリング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限まで結果として予約出来なかった場合」は、当社は当該振込預金金を全額払戻します。尚、振込による払戻の場合、振り込み手数料はおお客様ご負担となります。
- 本条(5)の場合で、ウェイトリングコース契約の成立は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するとします。
- お申込みの時、もしくはウェイトリングの状態でお待ちいただいている時のいずれかにおいて、当該企画旅行に設定された航空便クラスの座席が満席でも、それ以外のクラスの座席が取り出れる場合がございます。その場合確保できる航空便を用いて、当該企画旅行とは異なる内容の企画旅行にご参加いただくことをお勧めする場合がございます。その場合当初の企画旅行と比べ、別途追加代金が発生いたしますが、実際にご搭乗いただくお客様は、殆ど当初と同じクラスになることが殆どです。(当初がエコノミークラスの場合、変更後もエコノミークラスとなります。)

第3条 お申し込み条件

- 20歳未満の方は保護者または法定代理人の同意書の提出が必要となります。75歳以上の方は、医師の診断書等のご提出をお願いする場合があります。
- 企画旅行の参加に際し特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。可能な範囲内でこれに応じます。なお、現地事情や運送・宿泊期間等の条件などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者の同行などを条件とさせていただき、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指す条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 障病、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方はその旨旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、妊婦中の方、現在健康を害している方は医師の健康診断書を提出していただきます。この場合、旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせていただきます。ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。
- お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お断りをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お断りをお断りすることがあります。
- 同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定め、旅行契約の申し込みをされた場合、当社は当該契約責任者をお客様構成員すべての契約締結に関する代理権を有しているものとみなし、当該契約に関する取引は契約責任者との間で行います。しかし、当社は、契約責任者とおお客様構成員との間の債務、義務について、なんらの責任を負うものではありません。

第4条 契約書面と確定書面(最終旅行日程表)

1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書、予約確認書、請求書等により構成されます。

2) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面(最終旅行日程表)を速くも旅行出発日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行出発日の10日前～7日前)にお渡しするよう努力いたしますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースでは、旅行出発日の前日までにお渡しすることがあります。ただし旅行出発日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたると以降に企画旅行の申込みがなされた場合には、出発日当日までにお渡しします。お渡し方法には、郵送を含みます。

- 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は前(2)の確定書面に記載するところに特定されます。
- 当社はあらかじめお客様の承諾を得て、お客様に書面する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面または確定書面の交付に代えて、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法により、当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます)を提供することがあります。その場合当社はお客様の使用するファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

第5条 旅行代金のお支払い

旅行代金は出発日の前日から起算して、21日目にあたると(以下「基準日」といいます)より前にかのぼってお支払いいただきます。また、基準日以降のお申込みの場合は、申込時点又は当社の指定する期日までにお支払い頂きます。

第6条 お支払い対象旅行代金

1) 募集型企画旅行契約における「お支払い対象旅行代金」とは募集型広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」、「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。

2) 受注型企画旅行契約における「お支払い対象旅行代金」とは企画型広告又は企画書面に「企画料金として表示した金額」、「旅行代金として表示した金額」、「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。

3) 前2項の合計金額は、「申込金(第2条)」、「取消料・違約料(第15条)」、「変更補償金(第22条)」の金額算出の基準となります。

第7条 渡航手続きと海外危険情報

- 日本国籍の方にご旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)等の渡航手続き及びこれらの残存有効期間の確認はおお客様ご自身に行ってください。ただし当社は所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として手続の一部代行を承ります。この場合当社はお客様ご自身に起因する事由により、旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。
- 外国籍の方のご旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可証等の渡航手続およびこれら残存有効期間の確認はおお客様ご自身に行ってください。また、必要な査証等をお客様ご自身において取得していただきます。
- お客様の旅行先の衛生状況については、厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報ホームページ」

<http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。

- ①お客様の旅行先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省海外安全ホームページ<http://www.anzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。
- ②旅行のお申込後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し、または解除することがあります。その場合は旅行代金の変更(解除の場合は全額返金)をいたします。ただし、当社が安全に對し適切な措置が取られると判断した場合、旅行を催行することがあります。この場合、お客様が旅行をお取りやめになると当社は所定の取消料を申し受け受けます。

第8条 旅行日程に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃(コースによっては等級が異なります。別途明示する場合は除きエコノミークラスとなります)。
- 旅行日程に含まれる送迎バス(空港、駅、埠頭と宿泊場所間および都市間の移動)バス料金。旅行日程に「お客様負担」を明記してある場合を除きます。
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金等)。
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び宿泊に掛かる税、サービス料(別途明示する場合を除き複数定員のお部屋に定員人数の宿泊を基準とします)。
- 旅行日程に明示した食事の料金(ただし、機内食、飲物代は含まれません)、税、サービス料。
- 添乗員付きコースの添乗員の同行費用
- パンフレット等で「〇〇付」等と表示されているものの経費。

*上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されない場合でも原則として払い戻しはいたしません。

第9条 旅行代金に含まれないもの

- 第8条記載以外のものは原則として旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- 1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超えるものについて)。
- 2) クリーニング代、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイト等に対する心付、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
- 3) 傷害、疾病に関する医療費。
- 4) 渡航手続関係諸費用(旅行印紙代、査証代、予防接種料金、渡航手続代行料金)。
- 5) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- 6) 日本国内の空港施設使用料
- 7) 日本国外の空港税、出国税及びこれに類する諸税。
- 8) 旅行日程中の空港税、出国税及びこれに類する諸税。
- 9) 航空会社が設定する燃油特別付加代金。(但し旅行代金に含まれる旨、別途表示している場合を除きます。)
- 10) 日本国内におけるご自宅から集合地・解散地間の交通費、宿泊費。

第10条 追加代金

第6条でいう「追加代金として表示した金額」の一部を例示いたします。(予め「旅行代金」の中に含めて表示された場合を除きます)

- 1) お部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」。
- 2) お1人で1部屋以上をご利用される場合の追加代金。
- 3) 航空座席のクラス変更に関する差額。
- 4) 「延泊プラン」「追加都市ステイプラン」等と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- 5) その他「パンフレット等」で「〇〇追加代金」と称するもの。

第11条 割引代金

第6条でいう割引代金として表示した金額の一部を例示いたします。(あらかじめ割引後の旅行代金を設定している場合を除きます)

- 1) 海外旅行の場合、満2～11歳のお客様が参加する際の子供割引料。
- 2) その他のパンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの。

第12条 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行旅行計画に合わない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が関与し得ないものである理由及び当事者との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する事があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

第13条 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次に掲げる事由により、旅行代金、追加代金及び割引代金の変更をすることがあります。

- 1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化により、通常想定される程度を大幅に超えて増額あるいわ減額された範囲においては、当社はその増額あるいは減額される範囲内で旅行代金の額を増額あるいは減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたると前日にお客様に通知します。2) 当社は前項の定める適用運賃・料金の減額がなされる場合は、その減額だけ旅行代金を減額いたします。
- 3) 第12条に記載した事由により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容変更の範囲内で旅行代金の額を変更する事があります。
- 4) 当社は、運送、宿泊機関等の利用人員により、旅行代金が増減する旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレットに記載した範囲内で旅行代金を変更します。たとえば、複数でお申し込みいただいたお客様の方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人様参加料を申し受けます。

第14条 お客様の交替と氏名の訂正

- 1) お客様は万一方の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡す事が出来ます。ただしこの場合は、当社所定の用紙に所定事項をご記入の上、当社に提出していただきます。この際、第15条(1)①イ、ウ、エの取消料相当額に上りの交替手数料を申し受けます。また旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は、交替をお断りする場合があります。
- 2) ご旅行参加申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回のご旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入下さい。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関へ氏名訂正などが必要となります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、本条1のお客様交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

第15条 旅行契約の解除・払い戻し

- 1) 旅行開始前の解除
 - ①お客様の解除料

ア お客様はいつでも以下の表に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

イ 海外旅行の場合、本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコース

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
旅行開始日がピークの旅行であり、旅行開始日の前日から起算して40日目にあたると31日目にあたると日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算して30日目にあたると前日から3日目にあたると日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降出発日の集合時間まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

注:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。
 - ②利用宿泊施設により、上記とは異なる特別規定となる場合があります。貸切航空機及び日本発着時に船舶を利用するコースは当該航空会社、当該船舶に掛かる特別規定となります。
- エ お客様は次に掲げる場合において、取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - a. 第12条に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22条の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第13条(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第4条(2)の期日までに最終旅行日程表をお渡しできなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- エ 当社は本条(1)①イにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。取消料が申込金をまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本

条(1)①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)全額を払い戻し致します。

②中止の解除権

ア. お客様が第5条に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本条(1)①イ、ウに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- イ. 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明し出発前に旅行契約を解除することがあります。
- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件をみたさないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 募集型企画旅行契約において、該当コースのお客様の数が、契約書面に記載した最少催行人員に達しないとき。この場合旅行開始予定日の前日から起算してさかのぼって、海外旅行においては23日(前日(旅行開始予定日)は「一日」あたるとする)にあたる日より前に、旅行中止の通知を致します。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

ウ. 当社は本条(1)②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。ただし、本条(1)②イ、e、f、g. により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除権

お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しは致しません。

② 当社の解除権・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- お客様が病氣その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 本条(2)ア、a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じて出発地に戻る為に必要な旅行サービスの手配を行います。その場合当該旅行サービスに要する一切の費用はお客様にご負担いただきます。

③ 解除権の効果及び払い戻し

ア. 当社は本条(2)②により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたしました。すなわち当社が既に提供を受けた旅行サービス部分を履行したものと致します。

イ. 当社は旅行代金のうちお客様がまだにその提供を受けていない旅行サービスにかかる金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を差し引いたものを払い戻します。

第16条 旅行代金の払い戻しの時期

1) 当社は第13条(1)②(4)により旅行代金を減額した場合、もしくは第15条によりお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

2) 本条(1)は、第18条(当社の責任)及び第20条(お客様の責任)で規定することにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第17条 旅程管理

1) 旅程管理

当社はお客様を安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる契約を結んだ場合はこの限りではありません。

- ①お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じること。
- ②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの提供を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるように努力すること。

2) 当社の指示

お客様は企画旅行参加者として、旅行開始から旅行終了までの間、旅行を安全かつ円滑に実施させていただいたための当社の指示に従っていただきます。

3) 企画旅行日程中の無手配日

当社は企画旅行日程中において、航空機、ホテル等の旅行サービスの手配を全行わない「無手配日」を設けることがあります。「無手配日」に該当する期間は当社約款に基づく特別補償の対象外となるため、当該期間に生じた事故によりお客様が被った損害に対し補償金・見舞金は支払いません。

4) 添乗員

- ①旅行出発から旅行終了までの間、添乗員同行の有無は、ウェブサイト、パンフレット等に明示いたします。
- ②添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- ③添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- ④添乗員の業務は原則として8時から20時までとなります。

第18条 当社の責任

1) 当社は企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害は賠償する責任を負いません。

3) 手荷物に生じた本条(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して申し出ていただくことになり、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う損害額はお1人あたり15万円を限度(故意又は重大過失がある場合を除く。)といたします。

第19条 特別補償

1) 当社は、前条(1)の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が企画旅行参加中(ただし無手配日の期間中を除く)に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金、後遺障害補償金・入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。

2) お客様が企画旅行参加中に被られた被害が、お客様の故意、自殺行為、無免許運転、売春等法令違反行為、脳疾患等の疾病の場合と、企画旅行日程に含まれないスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本条(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

3) 当社が本条(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度額において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

第20条 お客様の責任

- 1) お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の企画旅行契約の約款規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、お客様はその損害を賠償しなければなりません。
- 2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様ご自身の権利義務その他の企画旅行契約の内容を理解するよう努めなければなりません。
- 3) 旅行開始後において、方が一契約内容と異なるサービスが提供されたことと認識された時は、現地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出て下さい。その場で申し出がなく、後日申し出ていただいた場合でも対応できない場合がございます。

第21条 オプションツアー又は情報提供

- 1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて当社が実施する募集型企画旅行(以下「当社企画のオプションツアー」といいます)につき、第19条(特別補償)の適用については、当社は主たる企画旅行契約の一部として取扱います。当社企画のオプションツアーは、パンフレット、企画書面等で「企画: 当社」と明示します。
- 2) オプションツアーの企画者が当社以外の旨パンフレット、企画書面等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー(以下「他社企画のオプションツアー」といいます)参加中のお客様に発生した特別補償(第19条)で規定する損害に対しても、同条の規定に基づき損害補償金をお支払いいたしますが、他社企画のオプションツアー一催行にかかる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて他社企画のオプションツアーを催行する者の定めによります。

第22条 旅程保証

- 1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、第6条で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし当該変更において当社に第18条(1)の規定に基づく責任が発生することが明らか場合は変更補償金を支払いません。
- 2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず変更機関等の座席、宿泊機関等の部屋その他の設備が不足したことによる変更の場合はこの限りではありません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令。
- ② 運送・宿泊機関等の旅行サービス中止(欠航、不通、休業などの場合)。
- ③ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、スケジュール変更などの場合)。
- ④ お客様の生命又は身体への安全確保のための必要な措置。

- 3) 前項および前々項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ① 契約書面(パンフレット、企画書面等)記載の旅行サービスを受ける順番が変更になった場合であっても、旅行中に当該旅行サービスを受けた場合。
 - ② 第15条の規定に基づき旅行契約が解除されたとき、当該解除された部分についての変更の場合。
 - ③ ひとつの企画旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が、お一人様あたり、1,000円未満である時。
- 4) 本条(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6条で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じた額を限度といたします。

5) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償に代え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償することがあります。

変更保証金お支払いが必要となる変更	変更保証金の額/1件につき(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨ 募集型企画旅行における上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

※注1: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」を「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において、契約書面(パンフレット、企画書面等)の記載内容と確定書面(最終旅行日程表等)の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた時は、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

※注2: ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として扱います。

※注3: ④⑦⑧に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

※注4: ④、⑦、⑧に掲げる変更が、1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

※注5: ⑨に掲げる変更については、①～⑧までの率を適用せず、⑨によります。

第23条 個人情報の取り扱い

ご旅行参加申込書に記載いただいたお客様の個人情報について、当社は以下の取り扱いをいたします。

1) 利用目的

当社は、ご記載頂いたお客様の個人情報を旅行契約および旅行手続き、旅行に関するお客様への連絡、ご旅行中の緊急連絡および資料送付のためにあらかじめ預かりいたします。また、お客様サービスの向上のための統計情報の取得に利用させていただきます。

2) 第三者への提供

当社は、旅行の手続きのために航空会社・ホテル等にお客様の個人情報を提供させていただきます。

3) 開示及び訂正・削除

当社は、お客様の預りしている個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示させていただきます。また、内容の訂正および削除のお申し出があった場合は、速やかにこれに応じます。なお、開示・訂正・削除についてのお申し出は、当社担当支店までお申し出下さい。

4) 当社の個人情報保護方針および取り扱いについては当社ホームページ <http://www.u-tour.jp> をご覧下さい。

第24条 その他

1) お客様のご都合等当社との関与しない事由による旅行契約の解除・変更等により、返金が生じた場合、旅行代金等の返金にかかる金融機関等への事務手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

2) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。

3) 当社はお客様の便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。また、輸入禁制品(薬品、偽ブランド品、コピー商品、ワシントン条約で規制されている動植物を原料とした製品等)は日本に持ち込みができません。お買物の際はご注意ください。

4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

5) 子供代金や子供割引代金が設定されている場合の子供(割引)代金は、旅行開始日を基準として、満2歳以上満12歳未満の方に適用いたします。但し、航空会社により、旅行期間中に12歳になる場合は適用できない事もあります。

6) 当社が企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、パンフレット、企画書面等に記載された発地に集合してから、着地に帰着するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等に記載した海外での発地に集合してから、着地帰着するまでとなります。これらの範囲外から(範囲外へ)の移動の部分は、別途手配旅行契約としてさせていただきます。例えば東京発着の企画旅行に関西から参加する場合、当社は関西～東京間の航空機の手配を承ることがありますが、この部分は当該企画旅行の範囲外になります。

7) 当社の企画旅行にご参加いただくことにより、利用航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、当該サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身にて行っていただきます。また、利用航空会社の変更により当該サービスが受けられなくなった場合、航空会社未定のコースで確定書面に「利用航空会社がマイルサービス対象外の航空会社になった場合、および予約クラスがマイルサービス対象にならない場合は、当社はその責任を負いません。」

8) 渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様にはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお願いいたします。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>」へのご登録をお勧めします。

9) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省感染症情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

この「旅行条件書」に定めのない事項は当社旅行約款によります。当社旅行約款は以下の5タイプがございます。「募集型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規定」「受注型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規定」「手配旅行契約の部」「渡航手続代行契約の部」「旅行手続き契約の部」当社旅行約款をご希望の方は、当社ホームページ <http://www.u-tour.jp> をご覧下さい。